

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県上尾市原新町26番1号

氏名 株式会社共同土木
代表取締役 中村 龍男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年12月 1日

許可の有効年月日 令和10年11月30日

複写無効

NO COPY

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集・運搬 (積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (水銀含有ばいじん
等を含む。) (以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに) (以上5種類)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおりに)

施設所在地: 東京都江東区新砂三丁目11番31号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管を行う産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物を除く。) の搬出については、全て自ら行うこと。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 12月 1日 新規許可
 令和 3年 12月 10日 更新許可 第6回
 令和 6年 2月 14日 変更届 保管容量の変更、廃バッテリーの追加

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都江東区新砂三丁目11番31号

積替え保管面積：9,099.87㎡ 最大保管高さ：1.85m

複写無効

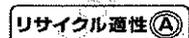
NO COPY

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物に限る。)	コンテナ 2個	50.0 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	段ボールケース 38個 プラスチックケース(ロングタイプ) 3個 プラスチックケース(縦長タイプ) 1個	3.364 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプを除く。)に限る。)	ドラム缶 1個	0.223 m ³
汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃バッテリー(水銀使用製品産業廃棄物及び液状物を除く。)に限る。)	ドラム缶 1個 ペール缶 2個	0.275 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ペール缶 1個	0.026 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)に限る。)	ペール缶 1個	0.026 m ³
	合計保管量	53.914 m ³

(以下余白)

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。